



山形県公報

平成17年3月29日(火)
第1630号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |           |        |
|--------------------------------------|-----------|--------|
| 山形県統計調査条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....  | (統計企画課)   | ...311 |
| 山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則.....          | (健康福祉企画課) | ... 同  |
| 山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則.....            | (保健薬務課)   | ...319 |
| 結核予防法施行細則の一部を改正する規則.....             | ( 同 )     | ... 同  |
| 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則.....   | (産業政策課)   | ...322 |
| 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則..... | (工業振興課)   | ...323 |
| 山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則.....     | (観光振興課)   | ... 同  |
| 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....     | (建築住宅課)   | ... 同  |
| 山形県財務規則の一部を改正する規則.....               | (出納局)     | ... 同  |

### 訓 令

|                                 |         |        |
|---------------------------------|---------|--------|
| 職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令..... | (人 事 課) | ...324 |
| 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....    | ( 同 )   | ... 同  |
| 結核予防法執行手続の一部を改正する訓令.....        | (保健薬務課) | ... 同  |

### 告 示

|                                        |                  |        |
|----------------------------------------|------------------|--------|
| 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....               | (税 政 課)          | ...326 |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (児童家庭課)          | ... 同  |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                    | (村山総合支庁福祉課)      | ... 同  |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                    | ( 同 )            | ... 同  |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....           | ( 同 )            | ...327 |
| 山形県農業総合振興資金利子補給金交付規程を廃止する規程.....       | (農政企画課)          | ... 同  |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程..... | ( 同 )            | ... 同  |
| 山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....   | (森 林 課)          | ... 同  |
| 山形県民有林林道整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | ( 同 )            | ...328 |
| 土地区画整理組合の理事の就任の届出.....                 | (都市計画課)          | ... 同  |
| 道路の区域の変更.....                          | (村山総合支庁建設総務課)    | ...329 |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ...330 |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                          | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ...331 |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ...332 |
| 道路の区域の変更.....                          | (村山総合支庁西村山総務建築課) | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ... 同  |
| 同.....                                 | ( 同 )            | ...333 |

|                                             |               |   |
|---------------------------------------------|---------------|---|
| 一般国道の供用の開始.....                             | ( 同 ) ...     | 同 |
| 県道の供用の開始.....                               | ( 同 ) ...     | 同 |
| 平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部改正..... | ( 建築住宅課 ) ... | 同 |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則..... | 334 |
|-------------------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 直接請求に必要な有権者の数.....  | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 335 |
| 政治団体の解散.....        | 336 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....  | 同   |
| 同.....              | 337 |
| 同.....              | 343 |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 348 |
| 資金管理団体の指定の取消.....   | 349 |

### 監査委員関係

#### 訓 令

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... | 同 |
|---------------------------------|---|

### 企業局関係

#### 規 程

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程.....        | 351 |
| 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... | 同   |
| 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....           | 352 |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... | 355 |
|---------------------------------------|-----|

### 公 告

|                    |                   |     |
|--------------------|-------------------|-----|
| 大規模小売店舗の新設の届出..... | ( 商業振興課 ) ...     | 同   |
| 同.....             | ( 同 ) ...         | 359 |
| 同.....             | ( 同 ) ...         | 360 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....  | ( 村山総合支庁建設部 ) ... | 361 |

## 規 則

山形県統計調査条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第16号

山形県統計調査条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県統計調査条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第17号）の施行期日は、平成17年4月1日とする。

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第17号

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学学則（平成12年3月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

1 看護学科

(1) 総合基礎教育科目

| 区 分             | 授 業 科 目 | 単位数 | 必修・選択の別 |
|-----------------|---------|-----|---------|
| 人間の理解           | 心理学     | 2   | 必修      |
|                 | 教育学     | 2   | 必修      |
|                 | 哲学      | 2   | 選択      |
|                 | 宗教学     | 2   | 選択      |
|                 | 文学      | 2   | 選択      |
|                 | 音楽      | 2   | 選択      |
|                 | 美術      | 2   | 選択      |
| 生命科学・健康の理解      | 自然科学    | 2   | 必修      |
|                 | 自然科学演習  | 1   | 必修      |
|                 | 数学      | 2   | 選択      |
|                 | 統計学     | 2   | 必修      |
|                 | 生命倫理学   | 2   | 選択      |
|                 | 体育実技    | 1   | 必修      |
| 社会・環境の理解        | 法学      | 2   | 選択      |
|                 | 歴史学     | 2   | 選択      |
|                 | 経済学     | 2   | 選択      |
|                 | 社会学     | 2   | 必修      |
|                 | 環境学     | 2   | 選択      |
|                 | 政治学     | 2   | 選択      |
|                 | 国際関係論   | 2   | 選択      |
| 文化・コミュニケーションの理解 | 国語表現法   | 2   | 選択      |
|                 | 文化人類学   | 2   | 選択      |
|                 | 英語      | 1   | 必修      |
|                 | 英語      | 1   | 必修      |
|                 | 英語      | 1   | 必修      |
|                 | 英語表現法   | 1   | 選択      |

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 英語表現法 | 1 | 選択 |
| 医療英会話 | 1 | 選択 |
| 実践英語  | 1 | 選択 |
| 中国語   | 1 | 選択 |
| ハングル語 | 1 | 選択 |
| 情報科学  | 1 | 必修 |

## (2) 専門教育科目

| 区 分        | 授 業 科 目  | 単位数     | 必修・選択の別 |    |    |
|------------|----------|---------|---------|----|----|
| 専門基礎科目     | 臨床心理学    | 2       | 選択      |    |    |
|            | カウンセリング論 | 1       | 選択      |    |    |
|            | 人間発達学    | 2       | 選択      |    |    |
|            | 保健医療論    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 生体形態学    | 2       | 必修      |    |    |
|            | 生体組織学    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 生体機能学    | 2       | 必修      |    |    |
|            | 栄養代謝学    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 生体防御学    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 病原微生物学   | 1       | 必修      |    |    |
|            | 薬理学      | 1       | 必修      |    |    |
|            | 臨床薬理学    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 疾病科学     | 1       | 必修      |    |    |
|            | 成人老年疾病論  | 1       | 必修      |    |    |
|            | 成人老年疾病論  | 1       | 必修      |    |    |
|            | 成人老年疾病論  | 1       | 必修      |    |    |
|            | 救急医療学    | 1       | 必修      |    |    |
|            | 基礎保健学    | 2       | 必修      |    |    |
|            | 保健福祉政策論  | 2       | 必修      |    |    |
|            | 地域健康管理論  | 2       | 必修      |    |    |
|            | 地域健康管理論  | 1       | 必修      |    |    |
|            | 家族社会学    | 2       | 必修      |    |    |
|            | 国際保健論    | 2       | 選択      |    |    |
|            | チーム医療論   | 1       | 必修      |    |    |
|            | 心身障害論    | 2       | 選択      |    |    |
|            | 高次脳機能障害論 | 1       | 選択      |    |    |
|            | 社会福祉論    | 2       | 必修      |    |    |
|            | 専門科目     | 基礎看護学   | 看護学原論   | 1  | 必修 |
|            |          |         | 看護援助論   | 3  | 必修 |
|            |          |         | 看護援助論   | 3  | 必修 |
| 看護援助論      |          |         | 1       | 必修 |    |
| 看護過程論      |          |         | 1       | 必修 |    |
| 人間関係援助論    |          |         | 1       | 必修 |    |
| ヘルスアセスメント論 |          |         | 1       | 必修 |    |
| 成人・老年看護学   |          |         | 成人看護学概論 | 1  | 必修 |
|            |          | 成人看護援助論 | 2       | 必修 |    |
|            |          | 成人看護援助論 | 2       | 必修 |    |
|            |          | 老年看護学概論 | 1       | 必修 |    |

|       |            |    |    |
|-------|------------|----|----|
|       | 老年看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 老年看護援助論    | 1  | 必修 |
| 精神看護学 | 精神看護学概論    | 1  | 必修 |
|       | 精神看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 精神看護援助論    | 2  | 必修 |
| 地域看護学 | 地域看護学概論    | 1  | 必修 |
|       | 地域看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 地域看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 地域看護援助論    | 2  | 必修 |
|       | 地域看護組織論    | 1  | 必修 |
| 母性看護学 | 母性看護学概論    | 1  | 必修 |
|       | 母性看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 母性看護援助論    | 2  | 必修 |
| 小児看護学 | 小児看護学概論    | 1  | 必修 |
|       | 小児看護援助論    | 1  | 必修 |
|       | 小児看護援助論    | 2  | 必修 |
| ゼミナール | 基礎看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 成人看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 老年看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 精神看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 地域看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 母性看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
|       | 小児看護学ゼミナール | 1  | 選択 |
| 看護特論  | 終末期看護論     | 1  | 選択 |
|       | 感染看護論      | 1  | 選択 |
|       | 国際看護論      | 1  | 選択 |
| 発展看護学 | 看護教育学      | 1  | 必修 |
|       | 看護管理学      | 1  | 必修 |
|       | 原著講読       | 1  | 選択 |
|       | 看護研究       | 1  | 必修 |
|       | 卒業研究       | 3  | 必修 |
| 実習    | 基礎看護学実習    | 1  | 必修 |
|       | 基礎看護学実習    | 2  | 必修 |
|       | 成人老年看護学実習  | 2  | 必修 |
|       | 成人老年看護学実習  | 3  | 必修 |
|       | 成人老年看護学実習  | 3  | 必修 |
|       | 精神看護学実習    | 2  | 必修 |
|       | 地域看護学実習    | 1  | 必修 |
|       | 地域看護学実習    | 2  | 必修 |
|       | 母性看護学実習    | 2  | 必修 |
|       | 小児看護学実習    | 1  | 必修 |
|       | 小児看護学実習    | 1  | 必修 |
| 総合実習  | 4          | 必修 |    |
| 助産学   | 助産学概論      | 1  | 選択 |
|       | 助産診断・技術論 a | 1  | 選択 |
|       | 助産診断・技術論 b | 1  | 選択 |
|       | 助産診断・技術論 c | 1  | 選択 |
|       | 助産診断・技術論   | 1  | 選択 |
|       | 助産学実習      | 6  | 選択 |

## 2 理学療法学科

## (1) 総合基礎教育科目

| 区 分             | 授 業 科 目 | 単位数 | 必修・選択の別 |
|-----------------|---------|-----|---------|
| 人間の理解           | 心理学     | 2   | 選択      |
|                 | 教育学     | 2   | 選択      |
|                 | 哲学      | 2   | 選択      |
|                 | 宗教学     | 2   | 選択      |
|                 | 文学      | 2   | 選択      |
|                 | 音楽      | 2   | 選択      |
|                 | 美術      | 2   | 選択      |
| 生命科学・健康の理解      | 自然科学    | 2   | 必修      |
|                 | 自然科学演習  | 1   | 必修      |
|                 | 数学      | 2   | 選択      |
|                 | 生命倫理学   | 2   | 選択      |
|                 | 体育実技    | 1   | 必修      |
|                 | 統計学     | 2   | 選択      |
| 社会・環境の理解        | 法学      | 2   | 選択      |
|                 | 歴史学     | 2   | 選択      |
|                 | 経済学     | 2   | 選択      |
|                 | 社会学     | 2   | 選択      |
|                 | 環境学     | 2   | 選択      |
|                 | 政治学     | 2   | 選択      |
|                 | 国際関係論   | 2   | 選択      |
| 文化・コミュニケーションの理解 | 国語表現法   | 2   | 選択      |
|                 | 文化人類学   | 2   | 選択      |
|                 | 英語      | 1   | 選択      |
|                 | 英語      | 1   | 選択      |
|                 | 英語表現法   | 1   | 選択      |
|                 | 英語表現法   | 1   | 選択      |
|                 | 医療英会話   | 1   | 選択      |
|                 | 実践英語    | 1   | 選択      |
|                 | 情報科学    | 1   | 選択      |

## (2) 専門教育科目

| 区 分    | 授 業 科 目 | 単位数 | 必修・選択の別 |
|--------|---------|-----|---------|
| 専門基礎科目 | 臨床心理学   | 2   | 必修      |
|        | 人間発達学   | 2   | 必修      |
|        | 保健医療論   | 1   | 必修      |
|        | 生体形態学   | 2   | 必修      |
|        | 生体組織学   | 1   | 必修      |
|        | 生体機能学   | 2   | 必修      |
|        | 生体機能学   | 1   | 必修      |
|        | 栄養代謝学   | 1   | 選択      |
|        | 生体防御学   | 1   | 選択      |
|        | 病原微生物学  | 1   | 選択      |
|        | 生体形態学実習 | 2   | 必修      |
|        | 生体機能学演習 | 1   | 必修      |

|                |         |             |           |    |    |
|----------------|---------|-------------|-----------|----|----|
|                |         | 薬理学         | 1         | 必修 |    |
|                |         | 臨床薬理学       | 1         | 選択 |    |
|                |         | 疾病科学        | 1         | 必修 |    |
|                |         | 成人老年疾病論     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 成人老年疾病論     | 1         | 必修 |    |
|                |         | リハビリテーション概論 | 2         | 必修 |    |
|                |         | 救急医療学       | 1         | 選択 |    |
|                |         | 国際保健論       | 2         | 選択 |    |
|                |         | チーム医療論      | 1         | 必修 |    |
|                |         | 心身障害論       | 2         | 選択 |    |
|                |         | 高次脳機能障害論    | 1         | 必修 |    |
|                |         | 精神障害論       | 1         | 必修 |    |
|                |         | 運動障害基礎論     | 2         | 必修 |    |
|                |         | 発達障害基礎論     | 2         | 必修 |    |
|                |         | 神経障害基礎論     | 2         | 必修 |    |
|                |         | 社会福祉論       | 2         | 必修 |    |
| 専門科目           | 基礎理学療法学 | 理学療法学概論     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 臨床機能解剖学     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 運動学         | 1         | 必修 |    |
|                |         | 運動学         | 1         | 必修 |    |
|                |         | 運動学演習       | 1         | 必修 |    |
|                |         | 理学療法検査技術学   | 2         | 必修 |    |
|                |         | 理学療法検査技術学実習 | 1         | 必修 |    |
|                |         | 運動療法学       | 1         | 必修 |    |
|                |         | 物理療法学       | 1         | 必修 |    |
|                |         | 理学療法評価学     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 物理療法学演習     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 義肢装具学       | 1         | 必修 |    |
|                |         | 義肢装具学演習     | 1         | 必修 |    |
|                |         | 理学療法管理運営論   | 1         | 必修 |    |
|                |         | 臨床理学療法学     | 運動障害理学療法学 | 2  | 必修 |
|                |         |             | 運動障害理学療法学 | 1  | 必修 |
| 運動障害理学療法学特別講義  | 1       |             | 選択        |    |    |
| 神経障害理学療法評価学    | 2       |             | 必修        |    |    |
| 神経障害理学療法学      | 2       |             | 必修        |    |    |
| 神経障害理学療法学      | 1       |             | 必修        |    |    |
| 神経障害理学療法学特別講義  | 1       |             | 選択        |    |    |
| 発達障害理学療法学      | 2       |             | 必修        |    |    |
| 発達障害理学療法学      | 1       |             | 必修        |    |    |
| 発達障害理学療法学特別講義  | 1       |             | 選択        |    |    |
| 老年期障害理学療法学     | 2       |             | 必修        |    |    |
| 老年期障害理学療法学特別講義 | 1       |             | 選択        |    |    |
| 内部障害理学療法学      | 2       |             | 必修        |    |    |
| 内部障害理学療法学      | 1       |             | 必修        |    |    |
| 内部障害理学療法学特別講義  | 1       |             | 選択        |    |    |
| 生活障害援助論        | 2       |             | 必修        |    |    |
| 生活障害援助論演習      | 1       |             | 必修        |    |    |
| 地域リハビリテーション学   | 2       |             | 必修        |    |    |
| 地域理学療法学        | 2       | 必修          |           |    |    |

|         |           |   |    |
|---------|-----------|---|----|
| 発展理学療法学 | 理学療法技術学   | 1 | 必修 |
|         | 理学療法技術学   | 1 | 選択 |
|         | 理学療法発展領域論 | 1 | 選択 |
|         | 生体計測学     | 1 | 必修 |
| 研究法     | 理学療法研究法   | 1 | 必修 |
|         | 理学療法研究法演習 | 1 | 必修 |
|         | 理学療法卒業研究  | 4 | 必修 |
| 臨床実習    | 臨床実習      | 1 | 必修 |
|         | 臨床実習      | 5 | 必修 |
|         | 臨床実習      | 8 | 必修 |
|         | 臨床実習      | 8 | 必修 |

## 3 作業療法学科

## (1) 総合基礎教育科目

| 区 分             | 授 業 科 目 | 単位数 | 必修・選択の別 |
|-----------------|---------|-----|---------|
| 人間の理解           | 心理学     | 2   | 選択      |
|                 | 教育学     | 2   | 選択      |
|                 | 哲学      | 2   | 選択      |
|                 | 宗教学     | 2   | 選択      |
|                 | 文学      | 2   | 選択      |
|                 | 音楽      | 2   | 選択      |
|                 | 美術      | 2   | 選択      |
| 生命科学・健康の理解      | 自然科学    | 2   | 必修      |
|                 | 自然科学演習  | 1   | 必修      |
|                 | 数学      | 2   | 選択      |
|                 | 統計学     | 2   | 選択      |
|                 | 生命倫理学   | 2   | 選択      |
|                 | 体育実技    | 1   | 必修      |
| 社会・環境の理解        | 法学      | 2   | 選択      |
|                 | 歴史学     | 2   | 選択      |
|                 | 経済学     | 2   | 選択      |
|                 | 社会学     | 2   | 選択      |
|                 | 環境学     | 2   | 選択      |
|                 | 政治学     | 2   | 選択      |
|                 | 国際関係論   | 2   | 選択      |
| 文化・コミュニケーションの理解 | 国語表現法   | 2   | 選択      |
|                 | 文化人類学   | 2   | 選択      |
|                 | 英語      | 1   | 選択      |
|                 | 英語      | 1   | 選択      |
|                 | 英語表現法   | 1   | 選択      |
|                 | 英語表現法   | 1   | 選択      |
|                 | 医療英会話   | 1   | 選択      |
|                 | 実践英語    | 1   | 選択      |
|                 | 情報科学    | 1   | 選択      |

## (2) 専門教育科目

| 区 分       | 授 業 科 目     | 単位数                | 必修・選択の別   |    |
|-----------|-------------|--------------------|-----------|----|
| 専門基礎科目    | 臨床心理学       | 2                  | 必修        |    |
|           | カウンセリング論    | 1                  | 選択        |    |
|           | 人間発達学       | 2                  | 必修        |    |
|           | 保健医療論       | 1                  | 必修        |    |
|           | 生体形態学       | 2                  | 必修        |    |
|           | 生体組織学       | 1                  | 必修        |    |
|           | 生体機能学       | 2                  | 必修        |    |
|           | 生体機能学       | 1                  | 必修        |    |
|           | 栄養代謝学       | 1                  | 選択        |    |
|           | 生体防御学       | 1                  | 選択        |    |
|           | 病原微生物学      | 1                  | 選択        |    |
|           | 生体形態学実習     | 2                  | 必修        |    |
|           | 生体機能学演習     | 1                  | 必修        |    |
|           | 薬理学         | 1                  | 必修        |    |
|           | 臨床薬理学       | 1                  | 選択        |    |
|           | 疾病科学        | 1                  | 必修        |    |
|           | 成人老年疾病論     | 1                  | 必修        |    |
|           | 成人老年疾病論     | 1                  | 必修        |    |
|           | リハビリテーション概論 | 2                  | 必修        |    |
|           | 救急医療学       | 1                  | 必修        |    |
|           | 国際保健論       | 2                  | 選択        |    |
|           | チーム医療論      | 1                  | 必修        |    |
|           | 心身障害論       | 2                  | 選択        |    |
|           | 高次脳機能障害論    | 1                  | 必修        |    |
|           | 精神障害論       | 1                  | 必修        |    |
|           | 運動障害基礎論     | 2                  | 必修        |    |
|           | 発達障害基礎論     | 2                  | 必修        |    |
|           | 神経障害基礎論     | 2                  | 必修        |    |
|           | 社会福祉論       | 2                  | 必修        |    |
|           | 専門科目        | 基礎作業療法学            | 作業療法学概論   | 2  |
| 作業療法理論    |             |                    | 2         | 必修 |
| 作業療法国際比較論 |             |                    | 1         | 必修 |
| 作業学       |             |                    | 2         | 必修 |
| 作業学       |             |                    | 2         | 必修 |
| 運動学       |             |                    | 1         | 必修 |
| 運動学       |             |                    | 1         | 必修 |
| 作業療法評価学   |             |                    | 作業療法評価学概論 | 1  |
|           |             | 作業療法評価学演習 (身障・発達系) | 2         | 必修 |
|           |             | 作業療法評価学演習 (精神・老年系) | 2         | 必修 |
| 地域作業療法学   |             | 地域作業療法学            | 2         | 必修 |
|           |             | 地域作業療法学            | 2         | 必修 |
| 老年期障害論    |             | 老年期障害作業療法学         | 2         | 必修 |
|           |             | 老年期障害作業療法介入学       | 2         | 必修 |
|           |             | 老年期障害作業療法学実習       | 1         | 必修 |
| 運動障害論     |             | 運動障害作業療法学          | 2         | 必修 |
|           |             | 運動障害作業療法介入学        | 2         | 必修 |
|           |             | 運動障害作業療法学実習        | 1         | 必修 |

|         |                |   |    |
|---------|----------------|---|----|
| 神経障害論   | 神経障害作業療法学      | 2 | 必修 |
|         | 神経障害作業療法介入学    | 2 | 必修 |
|         | 神経障害作業療法学実習    | 1 | 必修 |
| 高次脳機能障害 | 高次脳機能障害作業療法学   | 1 | 選択 |
|         | 高次脳機能障害作業療法介入学 | 1 | 選択 |
| 発達障害論   | 発達障害作業療法学      | 2 | 必修 |
|         | 発達障害作業療法介入学    | 2 | 必修 |
|         | 発達障害作業療法学実習    | 1 | 必修 |
| 精神障害論   | 精神障害作業療法学      | 2 | 必修 |
|         | 精神障害作業療法介入学    | 2 | 必修 |
|         | 精神障害作業療法学実習    | 1 | 必修 |
| ADL     | 日常生活活動学        | 2 | 必修 |
|         | 日常生活活動学演習      | 2 | 必修 |
|         | 福祉機器・住環境整備学    | 2 | 選択 |
|         | 福祉機器・住環境整備学演習  | 2 | 選択 |
| 作業療法研究  | 作業療法研究法        | 1 | 必修 |
|         | 卒業研究           | 2 | 必修 |
|         | 原著講読           | 1 | 選択 |
| 実習ゼミ    | 臨床実習特論         | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 a       | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 b       | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 a       | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 b       | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 a       | 1 | 選択 |
|         | 臨床実習特論 b       | 1 | 選択 |
|         | 作業療法学特論        | 1 | 選択 |
| 実習      | 臨床実習 a         | 1 | 必修 |
|         | 臨床実習 b         | 1 | 必修 |
|         | 臨床実習           | 4 | 必修 |
|         | 臨床実習           | 7 | 必修 |
|         | 臨床実習           | 7 | 必修 |

別表第 2

| 区 分                    |                 | 看 護 学 科 | 理学療法学科 | 作業療法学科 |
|------------------------|-----------------|---------|--------|--------|
| 総合基礎<br>教育科目           | 人間の理解           | 6単位     | 4単位    | 4単位    |
|                        | 生命科学・健康の理解      | 8単位     | 7単位    | 7単位    |
|                        | 社会・環境の理解        | 4単位     | 4単位    | 4単位    |
|                        | 文化・コミュニケーションの理解 | 7単位     | 7単位    | 7単位    |
|                        | 計               | 25単位    | 22単位   | 22単位   |
| 専門教育<br>科目             | 専門基礎科目          | 32単位    | 31単位   | 32単位   |
|                        | 専門科目            | 70単位    | 68単位   | 72単位   |
| 上記に参入するもののほかすべての選択科目から |                 |         | 3単位    |        |
| 合 計                    |                 | 127単位   | 124単位  | 126単位  |

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業

科目並びにその単位数及び必修、選択の別並びに卒業の認定に必要な単位（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後に山形県立保健医療大学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、その者の属する年次に在学する者に係る授業科目等と同様とする。

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第18号

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第32条第1項」を「第150条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「医療用具販売業」を「管理医療機器販売業」に改め、同条第1項中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同条第2項中「医療用具販売業（賃貸業）届出済証明書交付申請書」を「管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証明書交付申請書」に、「保健所長」を「知事」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「所轄保健所長」を「所轄総合支庁長」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる書類については、この限りでない。

- (1) 法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業（薬局製造販売医薬品の製造販売業を除く。）に係る書類
- (2) 法第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業（薬局製造販売医薬品の製造業を除く。）に係る書類
- (3) 法第30条第1項に規定する配置販売業（県内に住所を有する者が行う配置販売業を除く。）に係る書類
- (4) 法第40条の2に規定する医療機器の修理業に係る書類

第9条を第8条とする。

別記様式第4号中「保健所長」を「山形県知事」に、「医療用具」を「管理医療機器」に、「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項中第25項を削り、第26項を第25項とする。

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第19号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和27年10月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第1項の規定により勧告し、同条第2項の規定により当該職員に健康診断を行わせ、同条第3項の規定により通知し、及び同条第4項の規定により書面を交付すること。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第14条の規定により定期外の予防接種を行うこと。

第3条中「保健所、」を削る。

第5条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第10条第2項を削る。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「患者票を添え」を「患者票を添えて」に、

|          |   |          |       |
|----------|---|----------|-------|
| 患者<br>氏名 | を | 患者<br>住所 | に改める。 |
|----------|---|----------|-------|

別記様式第2号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「着装」を「装着」に改める。

別記様式第2号の3中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|                   |   |                   |                         |
|-------------------|---|-------------------|-------------------------|
| 移送の<br>区間、<br>方法等 | を | 移送の<br>種類、<br>区間等 | に、「証明する」を「相違ありません」に改める。 |
|-------------------|---|-------------------|-------------------------|

別記様式第2号の4を削る。

別記様式第5号中

|                                                                                                |   |                                                                                          |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 個別健康診断（1 保健所 2 その他）<br>定期検診（3 学校検診 4 住民検診）<br>（5 その他）<br>定期外検診（6 家族 7 業態者 8 その他）<br>9 医療機関での受診 | を | 1 個別健康診断<br>定期検診（2 学校検診 3 住民検診）<br>（4 その他）<br>定期外検診（5 家族 6 その他）<br>7 医療機関での受診 8 その他 9 不明 | に、 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------|----|

|             |   |                  |    |                       |   |              |               |
|-------------|---|------------------|----|-----------------------|---|--------------|---------------|
| 1<br>2<br>3 | を | イ<br>ハ<br>ホ<br>ト | に、 | V<br>保健婦（保健士）<br>家庭訪問 | を | V<br>保健師家庭訪問 | に改め、同様式に備考として |
|-------------|---|------------------|----|-----------------------|---|--------------|---------------|

次のように加える。

備考 活動性分類のイからトまでについては、次のとおりである。

- イ 肺結核活動性喀痰塗抹陽性初回治療
- 口 肺結核活動性喀痰塗抹陽性再治療
- ハ 肺結核活動性その他の結核菌陽性
- ニ 肺結核活動性・菌陰性・不明
- ホ 肺外結核活動性
- ヘ 初感染結核
- ト 非定型抗酸菌陽性

別記様式第6号中「保健婦（保健士）」を「保健師」に、「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改める。

別記様式第7号中「管理者は、」を「管理者は、結核患者が入院したとき、又は」に改める。

別記様式第8号中

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 個別健康診断       | 7 定期外健康診断（家族）  |
| 2 定期健康診断（学校）   | 8 定期外健康診断（その他） |
| 3 定期健康診断（住民）   | 9 その他の集団検診     |
| 4 定期健康診断（職場）   | 10 医療機関での受診    |
| 5 定期健康診断（施設）   | 11 その他         |
| 6 定期外健康診断（業態者） | 12 不明          |

|               |                |
|---------------|----------------|
| 1 個別健康診断      | 7 定期外健康診断（その他） |
| 2 定期健康診断（学校）  | 8 その他の集団検診     |
| 3 定期健康診断（住民）  | 9 医療機関での受診     |
| 4 定期健康診断（職場）  | 10 その他         |
| 5 定期健康診断（施設）  | 11 不明          |
| 6 定期外健康診断（家族） |                |

に改める。

別記様式第9号の備考第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければならない(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。

別記様式第10号中

「 なお、この処分については、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。」

「 なお、この処分については、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければならない(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。

別記様式第11号の備考第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければならない(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。

別記様式第13号中

|               |    |    |    |         |    |   |    |         |   |   |    |   |      |            |   |     |    |    |   |    |    |   |
|---------------|----|----|----|---------|----|---|----|---------|---|---|----|---|------|------------|---|-----|----|----|---|----|----|---|
| 血沈(1時間値)      | 月  | 日  | 月  | 日       | 月  | 日 | 月  | 日       | 月 | 日 | 月  | 日 | 耐性検査 | 薬品(mcg/ml) | 年 | 月   | 年  | 月  |   |    |    |   |
| 結核菌検査         | 塗抹 | 月  | 号  | 月       | 号  | 月 | 号  | 月       | 号 | 月 | 号  | 月 |      | 号          | ) | INH | 感  | 不完 | 完 | 感  | 不完 | 完 |
|               | 培養 | 月  | 個  | 月       | 個  | 月 | 個  | 月       | 個 | 月 | 個  | 月 |      | 個          |   | RFP | 感  | 不完 | 完 | 感  | 不完 | 完 |
| 初めて結核と診断された時期 | 年  | 月  | ころ | ツ反応陽転時期 | 年  | 月 | ころ | 菌陰性化の時期 | 年 | 月 | ころ | ) |      | S M        |   | 感   | 不完 | 完  | 感 | 不完 | 完  |   |
|               |    |    |    | ( )     |    |   |    | 感       |   |   |    |   | 不完   | 完          |   | 感   | 不完 | 完  |   |    |    |   |
| ( )           | 感  | 不完 | 完  | 感       | 不完 | 完 |    |         |   |   |    |   |      |            |   |     |    |    |   |    |    |   |

|               |         |    |    |         |    |   |    |         |   |   |    |     |      |            |   |     |    |    |    |    |    |   |
|---------------|---------|----|----|---------|----|---|----|---------|---|---|----|-----|------|------------|---|-----|----|----|----|----|----|---|
| 血沈(1時間値)      | 月       | 日  | 月  | 日       | 月  | 日 | 月  | 日       | 月 | 日 | 月  | 日   | 耐性検査 | 薬品(mcg/ml) | 年 | 月   | 年  | 月  |    |    |    |   |
| 結核菌検査         | 塗抹(直接法) | 月  | 号  | 月       | 号  | 月 | 号  | 月       | 号 | 月 | 号  | 月   |      | 号          | ) | INH | 感  | 不完 | 完  | 感  | 不完 | 完 |
|               | 塗抹(集菌法) | 月  | 月  | 月       | 月  | 月 | 月  | 月       | 月 | 月 | 月  | RFP |      | 感          |   | 不完  | 完  | 感  | 不完 | 完  |    |   |
| 初めて結核と診断された時期 | 年       | 月  | ころ | ツ反応陽転時期 | 年  | 月 | ころ | 菌陰性化の時期 | 年 | 月 | ころ | )   |      | S M        |   | 感   | 不完 | 完  | 感  | 不完 | 完  |   |
|               |         |    |    | ( )     |    |   |    | 感       |   |   |    |     | 不完   | 完          |   | 感   | 不完 | 完  |    |    |    |   |
| ( )           | 感       | 不完 | 完  | 感       | 不完 | 完 |    |         |   |   |    |     |      |            |   |     |    |    |    |    |    |   |

「5 「備考」の欄は、 命令入所に関する意見 15歳以下の患者については既往のツベルクリン反応検査の

成績及びBCG接種歴の有無 その他参考となるべき事項を記入してください。なお、生活保護法による医療扶助を受ける患者については入院を要する場合は、その理由を記入してください。

6 生活保護法による医療扶助を受ける患者の場合には、この診断書の写しを同法による診療要否意見書又は結核入院要否意見書として福祉事務所が使用するので、この診断書のほか、その写し1通を保健所に提出してください。

「5 「結核菌検査」欄は、「塗抹(直接法)」及び「培養」の結果について記入してください。ただし、「塗抹(集菌法)」については、実施した場合のみ記入すること。

6 「備考」の欄は、命令入所に関する意見 15歳以下の患者については既往のツベルクリン反応検査の成績及びBCG接種歴の有無 その他参考となるべき事項を記入してください。なお、生活保護法による医療扶助を受ける患者については入院を要する場合は、その理由を記入してください。

7 生活保護法による医療扶助を受ける患者の場合には、この診断書の写しを同法による診療要否意見書又は結核入院要否意見書として福祉事務所が使用するので、この診断書のほか、その写し1通を保健所に提出してください。

改める。

別記様式第15号中

「 なお、この処分については、この書面の受け取った日の翌日から起算して60日以内に山形県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

「 なお、この処分については、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山形県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記様式第20号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「様式第5による」を「医師の作成した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第20項第1号イを次のように改める。

イ 結核予防法（以下この項において「法」という。）第5条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による健康診断の実施、同条第3項の規定による通知及び同条第4項の規定による書面の交付に関すること別表保健所長の項第20項第1号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第14条の規定による定期外の予防接種の実施に関すること

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第20号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 条例第2条第1項の施設等のうち、多目的ホール、視聴覚室、第1会議室及び第2会議室について同項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、土曜日においても当該施設を使用することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第21号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第4条に次の1項を加える。

- 3 条例第2条第1項の施設等のうち、第1研修室、第2研修室、特別会議室及び多目的ホールについて同項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、土曜日においても当該施設を使用することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第22号

山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県観光情報センター条例施行規則（平成12年12月県条例第142号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「午前9時30分から午後7時まで」を「午前10時から午後6時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第23号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表中

|               |    |     |   |
|---------------|----|-----|---|
| 特定優良賃貸小立アパート  | 10 | 山形市 | を |
| 特定優良賃貸小白川アパート | 18 | 山形市 |   |

に改める。

|               |    |     |
|---------------|----|-----|
| 特定優良賃貸小白川アパート | 18 | 山形市 |
|---------------|----|-----|

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第24号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第86条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、同条に次の1号を加える。

(16) リサイクル料金

第127条の2に次の1項を加える。

- 2 令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。
- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
  - (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
  - (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 山形県訓令第2号

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「文化環境部の文化振興課」を「総務部管財課若しくは文化環境部文化振興課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。  
（山形県職員服務規程の一部改正）
- 2 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。  
第6条第3項中「文化環境部の文化振興課」を「総務部管財課若しくは文化環境部文化振興課」に改める。

### 山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号イ(イ)中「6,320円」を「6,300円」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

### 山形県訓令第4号

健 康 福 祉 部  
保 健 所

結核予防法執行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

結核予防法執行手続の一部を改正する訓令

結核予防法執行手続（昭和39年9月県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法第5条第4号に該当する者に係るものに限る。）」を削る。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記  
様式第1号

定期外健康診断・予防接種実施報告書

年度 第 四半期分

保健所

|                     | 保 健 所 実 施 分 |               |     |
|---------------------|-------------|---------------|-----|
|                     | 患 者 家 族     | そ の 他 の 接 触 者 | 合 計 |
| 対 象 者 数             |             |               |     |
| 受 診 者 数             |             |               |     |
| ツベルクリン反応検査          | 被 注 射 者     |               |     |
|                     | 被 判 定 者     |               |     |
|                     | 陽 性 者       |               |     |
| エ ッ ク ス 線 撮 影       | 直 接 撮 影     |               |     |
|                     | そ の 他       |               |     |
| か く 瘵 たん 検 査        | 塗 沫 培 養     |               |     |
| B C G 接 種           |             |               |     |
| 結 果 (被 発 見 患 者 数 等) | 結 核 患 者     |               |     |
|                     | 結核発病のおそれ    |               |     |

様式第2号

管理検診実施状況報告書

年度 第 四半期分

保健所

|                     |          | 保 健 所 実 施 分 |               |       | そ の 他 | 合 計 |
|---------------------|----------|-------------|---------------|-------|-------|-----|
|                     |          | 保 健 所 実 施 分 | 医 療 機 関 委 託 分 | そ の 他 |       |     |
| 対 象 者 数             |          |             |               |       |       |     |
| 受 診 者 数             |          |             |               |       |       |     |
| エ ッ ク ス 線 撮 影       | 直 接 撮 影  |             |               |       |       |     |
|                     | そ の 他    |             |               |       |       |     |
| か く 瘵 たん 検 査        | 塗 沫 培 養  |             |               |       |       |     |
| 結 果 (被 発 見 患 者 数 等) | 結 核 患 者  |             |               |       |       |     |
|                     | 結核発病のおそれ |             |               |       |       |     |

別記様式第5号中

|                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| RFPを<br>含む抗結<br>核薬を使<br>用 | 3 剤<br>2 剤<br>単 剤<br>その他 |
| 上記以外<br>の抗結核<br>薬を使用      | 3 剤<br>2 剤<br>単 剤<br>その他 |

を

|                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| INH及<br>びRFP<br>を含む抗<br>結核薬を<br>使用 | 4 剤<br>3 剤<br>2 剤<br>その他  |
| 上記以外<br>の抗結核<br>薬を使用               | 3剤以上<br>2 剤<br>単 剤<br>その他 |

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第259号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第2項の規程により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称       | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は事業所の所在地  | 指定取消年月日   |
|-----------|---------|------------------|-----------|
| 株式会社 菊屋商店 | 和 泉 れい子 | 西村山郡西川町大字海味120番地 | 平成16年9月7日 |

## 山形県告示第260号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成17年3月11日から適用する。
- 平成17年3月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第261号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------|
| 岡崎医療株式会社<br>山形市あこや町三丁目4番3号 | 岡崎医療株式会社<br>山形市あこや町三丁目4番3号 | 福祉用具貸与    | 平成17.2.24 |

## 山形県告示第262号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                | 指定年月日     |
|---------------------------|----------------------------|-----------|
| 有限会社笑福<br>山形市大字漆山1698番地26 | 笑福ケアプラン<br>山形市大字漆山1698番地26 | 平成17.2.21 |

## 山形県告示第263号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                 | 事業所の名称及び所在地                              | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人ざおう福祉会<br>山形市蔵王上野字南坂924番地          | ざおう荘<br>山形市南半郷82番2                       | 地域生活援助       | 平成17.2.9  |
| 有限会社ケアエンタープライズサポートオフィス<br>東京都港区台場一丁目1番1号 | ハート訪問介護ステーション<br>山形市春日町5番15号エルエスペランス104号 | 居宅介護         | 平成17.2.23 |

## 山形県告示第264号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）は、廃止する。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日前において山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程に基づき利子補給の承認が行われた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の交付については、なお従前の例による。

## 山形県告示第265号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）は、廃止する。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日前において山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程に基づき利子補給の承認が行われた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の交付については、なお従前の例による。

## 山形県告示第266号

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程（昭和36年7月県告示第542号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「20パーセント」を「30パーセント」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程は、平成17年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第267号

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程 ( 昭和36年 7月県告示第541号 ) の一部を次のように改正する。

別表森林環境保全整備事業の項中「20パーセントを越える」を「30パーセントを越える」に改め、同表農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業の項中

|                                   |                                                                                  |   |                                   |                                                                                                      |        |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>「 施行路線ごとの事業費の20パーセントを越える増減</p> | <p>(1) 施行路線又は施行主体の変更<br/>(2) 施行路線ごとの施行延長の20パーセントを越える減少又はその事業単価の20パーセントを越える増加</p> | を | <p>「 施行路線ごとの事業費の30パーセントを越える増減</p> | <p>(1) 施行路線又は施行主体の変更<br/>(2) 施行位置又は全幅員の変更<br/>(3) 施行路線ごとの施行延長の30パーセントを越える減少及び事業費単価の30パーセントを越える増加</p> | に改め、同表 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

森林居住環境整備事業の項中

|                                  |                                                                                                                                                              |   |                                       |                                                                                                                                                     |       |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>「 事業区ごとの事業費の20パーセントを越える増減</p> | <p>(1) 施行主体の変更<br/>(2) 事業種目の新設又は廃止<br/>(3) 森林基幹道整備、集落林道整備、アクセス林道整備又は森林管理道整備における、全幅員の変更<br/>(4) 森林基幹道整備、集落林道整備、アクセス林道整備又は森林管理道整備ごとにおける、施行延長の20パーセントを越える減少</p> | を | <p>「 施行地区内の事業種目の事業費の30パーセントを越える増減</p> | <p>(1) 施行地区の変更<br/>(2) 施行主体の変更<br/>(3) 事業種目の新設又は廃止<br/>(4) 林道整備、集落林道整備、アクセス林道整備における、全幅員の変更<br/>(5) 林道整備、集落林道整備、アクセス林道整備ごとにおける施行延長の30パーセントを越える減少</p> | に改める。 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程は、平成17年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第268号

土地区画整理法( 昭和29年法律第119号 )第29条第 1 項の規定により、河北町ひな市通り東土地区画整備組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 住 所                      | 氏 名     |
|--------------------------|---------|
| 西村山郡河北町谷地ひな市通り東 9 街区 8 番 | 鈴 木 一 雄 |
| 西村山郡河北町谷地ひな市通り東10街区 6 番  | 渡 邊 清 一 |
| 西村山郡河北町谷地辛117番地          | 細 谷 昭 一 |
| 西村山郡河北町谷地辛79番地           | 大 熊 徳太郎 |
| 西村山郡河北町谷地辛66番地           | 高 橋 光 吉 |

西村山郡河北町谷地ひな市通り東7街区9番 西 田 精 一  
 西村山郡河北町谷地辛50番地 武 田 健 一  
 西村山郡河北町谷地乙38番地 浅 黄 博 幸

山形県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長                   |
|----------------------------------------|------|------------------|-----------------------|
| 山形市蔵王半郷字西ノ宮250番7から<br>同 蔵王成沢字町浦640番まで  | 旧    | 30.0メートル<br>7.9  | 1,884 <sup>メートル</sup> |
| 山形市蔵王半郷字戸刈田307番2から<br>同 表蔵王228番1まで     |      | 41.0メートル<br>14.8 | 211 <sup>メートル</sup>   |
| 山形市蔵王半郷字西ノ宮250番7から<br>同 蔵王成沢字町浦640番まで  | 新    | 30.0メートル<br>7.9  | 1,884 <sup>メートル</sup> |
| 山形市蔵王半郷字戸刈田307番2から<br>同 蔵王成沢字町浦651番1まで |      | 57.0メートル<br>23.0 | 1,906 <sup>メートル</sup> |

山形県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員          | 延 長                |
|----------------------------|------|----------------|--------------------|
| 山形市蔵王半郷字石高57番から<br>同 60番まで | 旧    | 9.4メートル<br>8.3 | 37 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                        | 新    | 9.8メートル<br>8.6 | 同 上                |

山形県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形羽入線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------------------|---|------|----------|--------|
| 山形市大字灰塚字中田943番1から<br>同 字南塚元907番1まで |   | 旧    | 14.0メートル | 57メートル |
|                                    |   |      | 11.2     |        |
| 同                                  | 上 | 新    | 16.6メートル | 同上     |
|                                    |   |      | 12.0     |        |

## 山形県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|--------------------------------|---|------|----------|--------|
| 山形市大字洪江字三丁目240番5から<br>同 293番まで |   | 旧    | 10.0メートル | 71メートル |
|                                |   |      | 9.3      |        |
| 同                              | 上 | 新    | 11.2メートル | 同上     |
|                                |   |      | 9.7      |        |

## 山形県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------------------------------|---|------|----------|---------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6138番から<br>同 字弥五屋敷1446番24まで |   | 旧    | 13.6メートル | 118メートル |
|                                            |   |      | 10.4     |         |
| 同                                          | 上 | 新    | 36.9メートル | 同上      |
|                                            |   |      | 12.9     |         |

## 山形県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 蔵王公園線

- 2 供用開始の区間 山形市表蔵王228番 1 から  
同 蔵王成沢字町浦651番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月29日

## 山形県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月29日から同年 4月11日まで縦覧に供する。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王半郷字石高57番から  
同 60番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月29日

## 山形県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月29日から同年 4月11日まで縦覧に供する。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字灰塚字中田943番 1 から  
同 字南塚元907番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月29日

## 山形県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月29日から同年 4月11日まで縦覧に供する。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字渋江字三丁目240番 5 から  
同 293番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月29日

## 山形県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月29日から同年 4月11日まで縦覧に供する。

平成17年 3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6138番から  
同 字弥五屋敷1446番24まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月29日

## 山形県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 2 供用開始の区間 山形市大字松原字東谷地907番から  
同 字横手786番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月1日

## 山形県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|----------------------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字宮宿字南ノ表302番から<br>同 字五反田2135番まで |   | 旧    | 21.5メートル<br>10.6 | メートル<br>215 |
| 同                                      | 上 | 新    | 26.5メートル<br>12.2 | 同上          |

## 山形県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|----------------------------------|---|------|------------------|------------|
| 西村山郡大江町左沢字前田919番3から<br>同 917番1まで |   | 旧    | 13.5メートル<br>13.4 | メートル<br>20 |
| 同                                | 上 | 新    | 13.5メートル<br>13.4 | メートル<br>9  |

山形県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長        |
|------------------------------------|------|-----------------|------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字立目437番1から<br>同 407番2まで | 旧    | 7.5メートル<br>4.8  | メートル<br>50 |
| 同 上                                | 新    | 11.8メートル<br>5.4 | 同 上        |

山形県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字宮宿字南ノ表302番から  
同 字五反田2135番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月29日

山形県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字立目437番1から  
同 407番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月29日

山形県告示第285号

平成15年10月県告示第924号（山形県特定優良賃貸住宅の家賃等）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

|                       |       |                     |       |        |     |        |   |
|-----------------------|-------|---------------------|-------|--------|-----|--------|---|
| 「<br>特定優良賃貸小立<br>アパート | 平成7年度 | 山形市小立四丁目<br>3番6号    | 67.75 | 86,000 | (1) | 54,200 |   |
|                       |       |                     |       |        | (2) | 79,400 |   |
|                       |       |                     |       |        | (3) | 86,000 |   |
| 特定優良賃貸小白<br>川アパート     | 平成8年度 | 山形市小白川町一<br>丁目19番9号 | 65.03 | 80,000 | (1) | 53,300 |   |
|                       |       |                     |       |        | (2) | 78,000 | を |
|                       |       |                     |       |        | (3) | 80,000 |   |

|                                 |       |        |     |        |    |
|---------------------------------|-------|--------|-----|--------|----|
|                                 | 71.95 | 89,500 | (1) | 58,800 |    |
|                                 |       |        | (2) | 86,200 |    |
|                                 |       |        | (3) | 89,500 | 」  |
| 「                               |       |        |     |        |    |
| 特定優良賃貸小白 平成 8 年度 山形市小白川町一 65.03 |       | 80,000 | (1) | 53,300 |    |
| 川アパート 丁目19番 9 号                 |       |        | (2) | 78,000 |    |
|                                 |       |        | (3) | 80,000 | に改 |
|                                 | 71.95 | 89,500 | (1) | 58,800 |    |
|                                 |       |        | (2) | 86,200 |    |
|                                 |       |        | (3) | 89,500 | 」  |

める。

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年 3月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第 3 号

山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県文化財保護条例施行規則 ( 昭和30年11月県教育委員会規則第 8 号 ) の一部を次のように改正する。

第11条中「第13条」を「第14条」に改める。

第25条第 2 項中「第13条及び」を削る。

第31条中「第105条の 2 」を「第191条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1、同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和31年法律第162号 ) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第 1 項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成17年 3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 19,775人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算した数 231,452人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,538人 | 村山市           | 7,872人  | 西村山郡 | 12,962人 |
| 米沢市          | 24,532人 | 長井市           | 8,436人  | 最上郡  | 13,933人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,253人 | 天童市           | 16,881人 | 東置賜郡 | 12,387人 |
| 酒田市          | 26,897人 | 東根市           | 12,263人 | 西置賜郡 | 9,721人  |
| 新庄市          | 10,937人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,371人  | 東田川郡 | 18,499人 |
| 寒河江市         | 11,656人 | 南陽市           | 9,548人  | 飽海郡  | 10,227人 |
| 上山市          | 9,997人  | 東村山郡          | 7,669人  |      |         |

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政 党

| 政治団体の名称            | 異動事項       | 内 容                   |                    | 届出年月日          |
|--------------------|------------|-----------------------|--------------------|----------------|
|                    |            | 新                     | 旧                  |                |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第三支部 | 会計責任者      | 山田正博                  | 安藤光浩               | 平成<br>17. 3. 8 |
| 日本共産党最北地区委員会       | 会計責任者      | 小野雅央                  | 矢口廣義               | 同<br>3. 9      |
| 自由民主党尾花沢市支部        | 代表者        | 名木野功                  | 菅野美津雄              | 同<br>3.16      |
|                    | 会計責任者      | 加賀正和                  | 尾崎才幸               | 同              |
|                    | 主たる事務所の所在地 | 尾花沢市大字名木沢<br>1745 - 1 | 尾花沢市大字北郷281<br>- 1 | 同              |

その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 異動事項    | 内 容     |          | 届出年月日          |
|----------|---------|---------|----------|----------------|
|          |         | 新       | 旧        |                |
| わ ゆ う 会  | 会計責任者   | 高橋和雄    | 村上恒昭     | 平成<br>17. 3.11 |
| 手塚新蔵後援会  | 政治団体の名称 | 手塚新蔵後援会 | 手塚新蔵育てる会 | 同<br>3.15      |
| 高橋ひろし後援会 | 会計責任者   | 高橋俊雄    | 高橋永一     | 同<br>3.17      |

## 山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年 3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------------|--------------|---------------|
| 須貝かつし後援会        | 解 散          | 平成16. 3. 31   |
| 長谷川俊夫後援会        | 解 散          | 平成16. 12. 27  |
| 21世紀を築く県民の会     | 解 散          | 平成17. 2. 28   |
| 雄山会             | 解 散          | 平成17. 2. 28   |
| 五十嵐政司と町づくりを考える会 | 解 散          | 平成17. 3. 1    |
| 大滝喜作後援会         | 解 散          | 平成17. 3. 1    |
| ふながた合併推進協議会     | 解 散          | 平成17. 3. 9    |
| 長谷川春雄後援会        | 解 散          | 平成17. 3. 17   |

## 山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年 3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

(その他の政治団体)単位:円

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 政治団体の名称                     | 大滝喜作後援会  |
| 報告年月日                       | 17. 3.11 |
| 収入総額                        | 1,258    |
| 前年繰越額                       | 1,258    |
| 本年収入額                       | 0        |
| 支出総額                        | 0        |
| 本年収入の内訳                     |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |
| 団体分                         |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |
| 政党匿名寄附                      |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |
| 交付金収入                       |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |
| 支出の内訳                       |          |
| 経常経費                        | 0        |
| 人件費                         |          |
| 光熱水費                        |          |
| 備品・消耗品費                     |          |
| 事務所費                        |          |
| 政治活動費                       | 0        |
| 組織活動費                       |          |
| 選挙関係費                       |          |
| 事業費                         | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |
| 宣伝事業費                       |          |
| パーティー事業費                    |          |
| その他の事業費                     |          |
| 調査研究費                       |          |
| 寄附・交付金                      |          |
| その他の経費                      |          |
| 資産等の有無                      | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 雄山会        | 21世紀を築く県民の会 | わゆう会      | ふながた合併推進協議会 |
|----------------------------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 報告年月日                            | 17. 2. 1   | 17. 2. 1    | 17. 2. 1  | 17. 2. 24   |
| 収入総額                             | 40,155,220 | 7,987,367   | 1,412,954 | 1,073,537   |
| 前年繰越額                            | 6,754,161  | 2,677,349   | 1,412,927 | 352,633     |
| 本年収入額                            | 33,401,059 | 5,310,018   | 27        | 720,904     |
| 支出総額                             | 13,681,560 | 6,264,698   | 1,020,000 | 1,073,537   |
| 本年収入の内訳                          |            |             |           |             |
| 個人の党費・会費 金額                      |            |             |           | 239,500     |
| 員数(人)                            |            |             |           | 281         |
| 寄附(内訳別掲)                         | 33,400,000 | 5,310,000   | 0         | 481,403     |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 25,400,000 | 1,260,000   |           | 281,403     |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 8,000,000  | 4,050,000   |           | 200,000     |
| 政党匿名寄附                           |            |             |           |             |
| 事業収入(内訳別掲)                       |            |             |           |             |
| 交付金収入                            |            |             |           |             |
| 借入金(内訳別掲)                        |            |             |           |             |
| その他の収入(内訳別掲)                     | 1,059      | 18          | 27        | 1           |
| 1件10万円未満のもの                      | 1,059      | 18          | 27        | 1           |
| 支出の内訳                            |            |             |           |             |
| 経常経費                             | 1,821,025  | 4,813,093   | 0         | 67,082      |
| 人件費                              | 161,000    | 2,542,700   |           |             |
| 光熱水費                             |            | 214,459     |           | 6,028       |
| 備品・消耗品費                          | 575,602    | 518,285     |           | 11,254      |
| 事務所費                             | 1,084,423  | 1,537,649   |           | 49,800      |
| 政治活動費                            | 11,860,535 | 1,451,605   | 1,020,000 | 1,006,455   |
| 組織活動費                            | 1,974,910  | 900,765     | 20,000    | 588,059     |
| 選挙関係費                            |            |             |           |             |
| 事業費                              | 4,585,625  | 0           | 0         | 418,396     |
| 機関紙発行事業費                         |            |             |           |             |
| 宣伝事業費                            | 4,585,625  |             |           | 418,396     |
| パーティー事業費                         |            |             |           |             |
| その他の事業費                          |            |             |           |             |
| 調査研究費                            |            |             |           |             |
| 寄附・交付金                           | 5,300,000  | 550,840     | 1,000,000 |             |
| その他の経費                           |            |             |           |             |
| 資産等の有無                           | 無          | 無           | 無         | 無           |

## (その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 須貝かつし後援会 | 長谷川俊夫後援会 | 五十嵐政司と町づくりを考える会 | 大滝喜作後援会   |
|----------------------------------|----------|----------|-----------------|-----------|
| 報告年月日                            | 17. 3. 8 | 17. 3. 8 | 17. 3. 9        | 17. 3. 11 |
| 収入総額                             | 0        | 16,808   | 0               | 1,258     |
| 前年繰越額                            | 0        | 16,808   | 0               | 1,258     |
| 本年收入額                            | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 支出総額                             | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 本年收入の内訳                          |          |          |                 |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |          |                 |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |          |                 |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |          |                 |           |
| 政党匿名寄附                           |          |          |                 |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |          |                 |           |
| 交付金収入                            |          |          |                 |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |          |                 |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |          |                 |           |
| 支出の内訳                            |          |          |                 |           |
| 経常経費                             | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 人件費                              |          |          |                 |           |
| 光熱水費                             |          |          |                 |           |
| 備品・消耗品費                          |          |          |                 |           |
| 事務所費                             |          |          |                 |           |
| 政治活動費                            | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 組織活動費                            |          |          |                 |           |
| 選挙関係費                            |          |          |                 |           |
| 事業費                              | 0        | 0        | 0               | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |          |          |                 |           |
| 宣伝事業費                            |          |          |                 |           |
| パーティー事業費                         |          |          |                 |           |
| その他の事業費                          |          |          |                 |           |
| 調査研究費                            |          |          |                 |           |
| 寄附・交付金                           |          |          |                 |           |
| その他の経費                           |          |          |                 |           |
| 資産等の有無                           | 無        | 無        | 無               | 無         |

( その他の政治団体 ) 単位 : 円

|                                          |          |
|------------------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                                  | 長谷川春雄後援会 |
| 報告年月日                                    | 17. 3.15 |
| 収入総額                                     | 37,865   |
| 前年繰越額                                    | 37,865   |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数 ( 人 )                  |          |
| 寄附 ( 内訳別掲 )                              | 0        |
| 個人分<br>( うち特定寄附 )                        |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>( 寄附のうちあっせんに係るもの )       |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入 ( 内訳別掲 )                            |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金 ( 内訳別掲 )                             |          |
| その他の収入 ( 内訳別掲 )<br>1件10万円未満のもの           |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

雄山会

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名  
高 橋 和 雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類  
山形県知事

## ○寄附の内訳

## (個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額         | 住所・所在地  |
|-----------|------------|---------|
| 三 沢 セツ子   | 180,000円   | 山形市     |
| 吉 田 真一郎   | 1,000,000円 | 山形市     |
| 金 内 清四郎   | 500,000円   | 東田川郡榑引町 |
| 竹 内 輝 博   | 1,000,000円 | 酒田市     |
| 新 田 嘉 一   | 1,500,000円 | 飽海郡平田町  |
| 新 田 富美子   | 1,500,000円 | 飽海郡平田町  |
| 新 田 嘉 七   | 1,500,000円 | 酒田市     |
| 新 田 敬 子   | 1,500,000円 | 酒田市     |
| 松 本 利 雄   | 120,000円   | 最上郡金山町  |
| 斉 藤 俊 子   | 300,000円   | 西置賜郡白鷹町 |
| 小 山 和 夫   | 1,000,000円 | 西置賜郡小国町 |
| 三 浦 新     | 1,000,000円 | 山形市     |
| 丹 羽 厚 悦   | 1,000,000円 | 山形市     |
| 青 山 潤 一   | 1,000,000円 | 寒河江市    |
| 山 本 斉     | 500,000円   | 鶴岡市     |
| 千 歳 栄     | 1,000,000円 | 山形市     |
| 本 山 彌     | 1,000,000円 | 東田川郡羽黒町 |
| 山 本 惣 一   | 1,000,000円 | 天童市     |
| 高 橋 文 雄   | 1,000,000円 | 山形市     |
| 井 上 尚     | 300,000円   | 寒河江市    |
| 武 田 義 弘   | 200,000円   | 山形市     |
| 小 野 孝     | 100,000円   | 山形市     |
| 横 山 洋 子   | 300,000円   | 山形市     |
| 佐 藤 友 吉   | 300,000円   | 鶴岡市     |
| 清 野 伸 昭   | 1,000,000円 | 上山市     |
| 高 橋 秀 也   | 500,000円   | 最上郡真室川町 |
| 原 田 克 弘   | 300,000円   | 山形市     |
| 半 田 春 吉   | 1,000,000円 | 山形市     |
| 北 浦 徹     | 100,000円   | 上山市     |
| 永 井 利 信   | 1,000,000円 | 新庄市     |
| 永 井 ちづ子   | 1,000,000円 | 新庄市     |
| 古 澤 京 子   | 100,000円   | 山形市     |
| 佐 藤 孝     | 300,000円   | 酒田市     |
| 金 森 敏 子   | 300,000円   | 山形市     |
| 本 間 利 雄   | 1,000,000円 | 山形市     |

## (政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称   | 金額         | 住所・所在地 |
|-------------|------------|--------|
| 21世紀を築く県民の会 | 500,000円   | 山形市    |
| 山形県医師連盟     | 2,000,000円 | 山形市    |
| 酒田地区医師連盟    | 1,000,000円 | 酒田市    |
| 山形県農協政治連盟   | 500,000円   | 山形市    |
| 山形県歯科医師連盟   | 1,000,000円 | 山形市    |
| 長井わゆう会      | 3,000,000円 | 長井市    |

## ○その他の収入の内訳

| 摘要   | 金額     |
|------|--------|
| 銀行利息 | 1,059円 |

21世紀を築く県民の会

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地  |
|-----------|----------|---------|
| 渋谷清治      | 300,000円 | 山形市     |
| 斉藤俊一      | 50,000円  | 米沢市     |
| 大風茂吉      | 10,000円  | 山形市     |
| 草刈貞雄      | 50,000円  | 米沢市     |
| 渡辺芳人      | 100,000円 | 東村山郡山辺町 |
| 佐野清一      | 50,000円  | 米沢市     |
| 黒金 顕      | 50,000円  | 米沢市     |
| 青木厚一      | 50,000円  | 米沢市     |
| 内藤文徳      | 50,000円  | 米沢市     |
| 後藤茂之      | 50,000円  | 米沢市     |
| 西方常蔵      | 50,000円  | 米沢市     |
| 金子尚人      | 50,000円  | 米沢市     |
| 黄木修太郎     | 50,000円  | 米沢市     |
| 吉野 徹      | 50,000円  | 米沢市     |
| 小嶋喜市郎     | 50,000円  | 米沢市     |
| 相田晃輔      | 50,000円  | 米沢市     |
| 太田政往      | 50,000円  | 米沢市     |
| 増村泰弘      | 50,000円  | 米沢市     |
| 岩間弘一      | 50,000円  | 米沢市     |
| 斎藤 満      | 50,000円  | 山形市     |

(政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称    | 金額         | 住所・所在地 |
|--------------|------------|--------|
| 雄山会          | 3,000,000円 | 山形市    |
| わゆう会         | 1,000,000円 | 山形市    |
| 県中小企業政策推進協議会 | 50,000円    | 山形市    |

## ○その他の収入の内訳

| 摘要   | 金額  |
|------|-----|
| 銀行利息 | 18円 |

わゆう会

## ○その他の収入の内訳

| 摘要   | 金額  |
|------|-----|
| 銀行利息 | 27円 |

ふながた合併推進協議会

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額      | 住所・所在地 |
|-----------|---------|--------|
| 佐藤 勝      | 40,000円 | 最上郡舟形町 |
| 斉藤好美      | 30,000円 | 最上郡舟形町 |

|           |          |        |
|-----------|----------|--------|
| 加藤俊正      | 30,000円  | 最上郡舟形町 |
| 佐藤政光      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 八鍬勝昭      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 大場和夫      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 叶内太一      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 野尻益夫      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 佐藤広幸      | 25,000円  | 最上郡舟形町 |
| 森 晃       | 31,403円  | 最上郡舟形町 |
| （政治団体分）   |          |        |
| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地 |
| 鈴木勝治はげます会 | 200,000円 | 最上郡舟形町 |

## 山形県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | ふながた合併推進協議会 | 21世紀を築く県民の会 | 雄山会        | 五十嵐政司と町づくりを考える会 |
|----------------------------------|-------------|-------------|------------|-----------------|
| 報告年月日                            | 17. 3. 9    | 17. 3. 11   | 17. 3. 11  | 17. 3. 9        |
| 収入総額                             | 0           | 24,396,799  | 54,863,684 | 0               |
| 前年繰越額                            | 0           | 1,722,669   | 26,473,660 | 0               |
| 本年収入額                            | 0           | 22,674,130  | 28,390,024 | 0               |
| 支出総額                             | 0           | 24,268,292  | 54,821,479 | 0               |
| 本年収入の内訳                          |             |             |            |                 |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |             |             |            |                 |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0           | 22,674,125  | 28,390,000 | 0               |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |             | 105,000     | 22,780,000 |                 |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |             | 22,569,125  | 5,610,000  |                 |
| 政党匿名寄附                           |             |             |            |                 |
| 事業収入(内訳別掲)                       |             |             |            |                 |
| 交付金収入                            |             |             |            |                 |
| 借入金(内訳別掲)                        |             |             |            |                 |
| その他の収入(内訳別掲)                     |             | 5           | 24         |                 |
| 1件10万円未満のもの                      |             | 5           | 24         |                 |
| 支出の内訳                            |             |             |            |                 |
| 経常経費                             | 0           | 6,003,398   | 382,673    | 0               |
| 人件費                              |             | 4,038,270   |            |                 |
| 光熱水費                             |             | 79,421      | 208,946    |                 |
| 備品・消耗品費                          |             | 22,701      | 173,727    |                 |
| 事務所費                             |             | 1,863,006   |            |                 |
| 政治活動費                            | 0           | 18,264,894  | 54,438,806 | 0               |
| 組織活動費                            |             | 2,949,632   | 513,111    |                 |
| 選挙関係費                            |             |             | 23,053,086 |                 |
| 事業費                              | 0           | 14,980,262  | 667,400    | 0               |
| 機関紙発行事業費                         |             | 13,000,000  | 153,925    |                 |
| 宣伝事業費                            |             | 1,980,262   | 513,475    |                 |
| パーティー事業費                         |             |             |            |                 |
| その他の事業費                          |             |             |            |                 |
| 調査研究費                            |             |             |            |                 |
| 寄附・交付金                           |             | 335,000     | 30,205,209 |                 |
| その他の経費                           |             |             |            |                 |
| 資産等の有無                           | 無           | 無           | 無          | 無               |

## （その他の政治団体） 単位：円

| 政治団体の名称                     | 大滝喜作後援会 | 長谷川春雄後援会 |
|-----------------------------|---------|----------|
| 報告年月日                       | 17.3.11 | 17.3.17  |
| 収入総額                        | 1,258   | 37,865   |
| 前年繰越額                       | 1,258   | 37,865   |
| 本年収入額                       | 0       | 0        |
| 支出総額                        | 0       | 0        |
| 本年収入の内訳                     |         |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）        |         |          |
| 寄附（内訳別掲）                    | 0       | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）             |         |          |
| 団体分                         |         |          |
| 政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）   |         |          |
| 政党匿名寄附                      |         |          |
| 事業収入（内訳別掲）                  |         |          |
| 交付金収入                       |         |          |
| 借入金（内訳別掲）                   |         |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの |         |          |
| 支出の内訳                       |         |          |
| 経常経費                        | 0       | 0        |
| 人件費                         |         |          |
| 光熱水費                        |         |          |
| 備品・消耗品費                     |         |          |
| 事務所費                        |         |          |
| 政治活動費                       | 0       | 0        |
| 組織活動費                       |         |          |
| 選挙関係費                       |         |          |
| 事業費                         | 0       | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |         |          |
| 宣伝事業費                       |         |          |
| パーティー事業費                    |         |          |
| その他の事業費                     |         |          |
| 調査研究費                       |         |          |
| 寄附・交付金                      |         |          |
| その他の経費                      |         |          |
| 資産等の有無                      | 無       | 無        |

## 21世紀を築く県民の会

## ○寄附の内訳

（個人分）

| 寄附者の氏名・名称 | 金 額     | 住所・所在地  |
|-----------|---------|---------|
| 後 藤 礼 子   | 5,000円  | 東村山郡中山町 |
| 佐 藤 良 吉   | 50,000円 | 米沢市     |
| 斉 藤 満     | 50,000円 | 山形市     |

## (政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額          | 住所・所在地 |
|-----------|-------------|--------|
| 雄山会       | 22,569,125円 | 山形市    |

## ○その他の収入の内訳

| 摘要   | 金額 |
|------|----|
| 銀行利息 | 5円 |

## 雄山会

## ○寄附の内訳

## (個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地  |
|-----------|----------|---------|
| 武田吉則      | 500,000円 | 山形市     |
| 石川堯       | 500,000円 | 東根市     |
| 中島昭       | 10,000円  | 山形市     |
| 富樫邦男      | 100,000円 | 酒田市     |
| 大場八郎      | 200,000円 | 酒田市     |
| 柴田淳一      | 200,000円 | 酒田市     |
| 菅原靖       | 200,000円 | 酒田市     |
| 佐藤悌夫      | 100,000円 | 酒田市     |
| 長谷山久美     | 200,000円 | 酒田市     |
| 藤井善之      | 100,000円 | 酒田市     |
| 松田幸夫      | 200,000円 | 酒田市     |
| 山野一美      | 50,000円  | 山形市     |
| 松本利雄      | 10,000円  | 最上郡金山町  |
| 武田浩一      | 10,000円  | 山形市     |
| 歌丸一夫      | 10,000円  | 山形市     |
| 斉藤知行      | 10,000円  | 山形市     |
| 阿部克人      | 10,000円  | 山形市     |
| 原田信雄      | 10,000円  | 山形市     |
| 神保和史      | 10,000円  | 山形市     |
| 堀三幸       | 10,000円  | 山形市     |
| 田苗篤       | 10,000円  | 山形市     |
| 嶋津力介      | 10,000円  | 山形市     |
| 真壁信政      | 10,000円  | 山形市     |
| 小川勝美      | 10,000円  | 山形市     |
| 渡邊満夫      | 10,000円  | 寒河江市    |
| 開沼哲男      | 10,000円  | 山形市     |
| 鈴木将機      | 10,000円  | 山形市     |
| 佐藤紀一      | 10,000円  | 山形市     |
| 渡辺芳秋      | 10,000円  | 村山市     |
| 五十嵐完二     | 10,000円  | 東村山郡中山町 |
| 斉藤正紘      | 10,000円  | 山形市     |
| 長岡徳高      | 10,000円  | 山形市     |
| 本木正光      | 10,000円  | 山形市     |
| 吉田克己      | 10,000円  | 西村山郡河北町 |
| 大和啓       | 10,000円  | 上山市     |
| 鈴木一夫      | 10,000円  | 山形市     |
| 奥山隆夫      | 10,000円  | 山形市     |
| 佐藤則夫      | 10,000円  | 山形市     |

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 佐藤昌弘  | 10,000円     | 上山市     |
| 高村明夫  | 10,000円     | 上山市     |
| 阿曾友弥  | 10,000円     | 山形市     |
| 竹内徳郎  | 10,000円     | 山形市     |
| 草苅武雄  | 10,000円     | 西村山郡河北町 |
| 柏倉正樹  | 10,000円     | 山形市     |
| 椎名貞助  | 10,000円     | 山形市     |
| 高橋正光  | 10,000円     | 山形市     |
| 音山誠一  | 10,000円     | 山形市     |
| 長尾良彦  | 10,000円     | 山形市     |
| 大場正彦  | 10,000円     | 山形市     |
| 佐藤元彦  | 10,000円     | 山形市     |
| 小野勝   | 10,000円     | 山形市     |
| 佐藤邦彦  | 10,000円     | 山形市     |
| 村木満   | 10,000円     | 山形市     |
| 高原幹明  | 10,000円     | 天童市     |
| 佐藤正樹  | 30,000円     | 山形市     |
| 志田悦朗  | 10,000円     | 東村山郡中山町 |
| 伊藤庄一  | 10,000円     | 山形市     |
| 阿星嘉彦  | 10,000円     | 東根市     |
| 小山信夫  | 10,000円     | 村山市     |
| 秋葉政弘  | 10,000円     | 山形市     |
| 白石勝利  | 10,000円     | 東村山郡山辺町 |
| 山口浩   | 10,000円     | 山形市     |
| 鈴木英雄  | 10,000円     | 山形市     |
| 沓澤晋作  | 10,000円     | 山形市     |
| 佐々木智之 | 10,000円     | 天童市     |
| 荒井由三  | 10,000円     | 山形市     |
| 村越拓巧  | 10,000円     | 山形市     |
| 砂田正雄  | 10,000円     | 西村山郡河北町 |
| 笹原順一郎 | 10,000円     | 村山市     |
| 泉邦夫   | 10,000円     | 新庄市     |
| 小林幸雄  | 10,000円     | 長井市     |
| 佐藤健治  | 10,000円     | 山形市     |
| 梅木欽一  | 10,000円     | 酒田市     |
| 桑原俊   | 10,000円     | 山形市     |
| 庄司正治郎 | 10,000円     | 山形市     |
| 佐藤輝夫  | 10,000円     | 天童市     |
| 大場利秋  | 1,000,000円  | 最上郡最上町  |
| 大場千佳子 | 1,000,000円  | 最上郡最上町  |
| 杉山長   | 30,000円     | 山形市     |
| 高橋和雄  | 10,000,000円 | 山形市     |
| 沢内公男  | 10,000円     | 山形市     |
| 板垣義次  | 10,000円     | 山形市     |
| 大串喜久雄 | 10,000円     | 山形市     |
| 田宮良一  | 10,000円     | 山形市     |
| 高橋邦夫  | 10,000円     | 山形市     |
| 渡邊悦男  | 10,000円     | 山形市     |
| 悪七幸喜  | 10,000円     | 山形市     |
| 田川共三  | 10,000円     | 山形市     |

|        |            |         |
|--------|------------|---------|
| 長沼敏    | 500,000円   | 新庄市     |
| 多田俊一   | 500,000円   | 天童市     |
| 新田嘉一   | 1,000,000円 | 飽海郡平田町  |
| 新田富美子  | 1,000,000円 | 飽海郡平田町  |
| 新田嘉七   | 1,000,000円 | 酒田市     |
| 新田敬子   | 1,000,000円 | 酒田市     |
| 藤原庄八   | 1,000,000円 | 東村山郡山辺町 |
| 鈴木重雄   | 300,000円   | 山形市     |
| 神保久    | 50,000円    | 天童市     |
| 鈴木栄三   | 50,000円    | 山形市     |
| 前田直己   | 500,000円   | 酒田市     |
| 佐藤昭吉   | 500,000円   | 西田川郡温海町 |
| 荒井進    | 50,000円    | 山形市     |
| 五十嵐航一郎 | 200,000円   | 上山市     |

## (政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称                | 金額         | 住所・所在地  |
|--------------------------|------------|---------|
| 山形県農協政治連盟                | 2,000,000円 | 山形市     |
| 鶴岡医師連盟                   | 500,000円   | 鶴岡市     |
| 東友クラブ                    | 100,000円   | 東京都港区   |
| 山形県社会福祉政治連盟              | 50,000円    | 山形市     |
| 自由民主党山形県鶴岡市・<br>西田川郡第一支部 | 400,000円   | 鶴岡市     |
| 六一会高橋和雄をはげます会            | 500,000円   | 山形市     |
| 富陽会                      | 60,000円    | 鶴岡市     |
| 高志会                      | 2,000,000円 | 東京都千代田区 |

## ○その他の収入の内訳

| 摘要   | 金額  |
|------|-----|
| 銀行利息 | 24円 |

## 山形県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の<br>氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内容          |              |
|---------------|---------|-------|-------------|--------------|
|               |         |       | 新           | 旧            |
| 長岡啓治          | 朝日町議会議員 | 公職の種類 | 朝日町議会議員(現職) | 朝日町議会議員(候補者) |

## 山形県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成17年3月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 高橋 和雄     | 山 会       | 平成17. 2.28 |

## 監査委員関係

### 訓 令

## 山形県監査委員訓令第1号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県代表監査委員 加藤 淳 二

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局文書管理規程（昭和50年4月県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記録した物」を削る。

第2条第1号中「一切の書類」を「書類（図画、フィルム等を含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第2項中「焼却」を「裁断」に、「破棄」を「処理」に改める。

第9条第3項中「指揮監督し」を「指揮監督し、起案をされた文書（以下「起案文書」という。）を審査し」に改め、同条第4項中「文書事務」を「文書事務（主務者が直接送達を受けた電子文書の收受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。）」に改める。

第10条中「次条」を「第11条」に、「を除く」を「及び主務者が直接送達を受けた電子文書を除く」に、「余白」を「余白（電子文書にあつては当該文書を用紙に出力したものの余白）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 担当者は、電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書で「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第15条第1項中「起案をされた文書（以下「起案文書」という。）」を「起案文書」に改める。

第16条第1項中「決裁文書」を「決裁文書（決裁が終わつた起案文書をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条第1項中「決裁が終わつた起案文書（以下「決裁文書」という。）」を「決裁文書」に改める。

第20条を次のように改める。

（公印の押印）

第20条 施行文書（電子文書を除く。）には、山形県監査委員事務局公印規程（昭和35年7月県監査委員訓令第2

号)に定める手続に従い、公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。

(1) 書簡文書

(2) 書簡文書以外の文書で、県の機関又は他の地方公共団体の機関に対して発するもの（代表監査委員名で発するもの及びその内容が特に重要なものを除く。）

(3) 書簡文書以外の文書で、県の機関及び他の地方公共団体の機関以外のものに対して発するもの（その内容が軽易なものに限るものとし、代表監査委員名で発するものを除く。）

(4) 前3号に掲げる文書のほか、監査第一課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、施行文書（書簡文書及び同項第2号に掲げる文書のうち県の機関に対して発するものを除く。）の発信者名の下に「(公印省略)」と表示するものとする。

第20条の次に次の1条を加える。

(電子署名の実施)

第20条の2 施行文書（電子文書に限る。）には、監査第一課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については、電子署名の実施を省略することができる。

第21条第1項中「もの」を「もの（主務者が直接発送する電子文書を除く。）」に改め、「の上必ず校合」を削り、同条に次の1項を加える。

4 電子文書を発送するときは、監査第一課長が別に定める手続により行わなければならない。

第24条第1項第1号中「永年保存すべき」を「30年保存すべき」に改め、同号八中「永年保存」を「30年保存」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 監査第一課長は、前項第1号に規定する文書のうち、法律の規定等により同号の保存年限を経過した後も引き続き保存をする必要があると認めたものについては、その保存年限を延長することができる。

第25条第1項中「保存を」を「保管を」に改め、同項ただし書中「常用文書」を「常用文書及び電子文書」に改める。

第26条に後段として次のように加える。

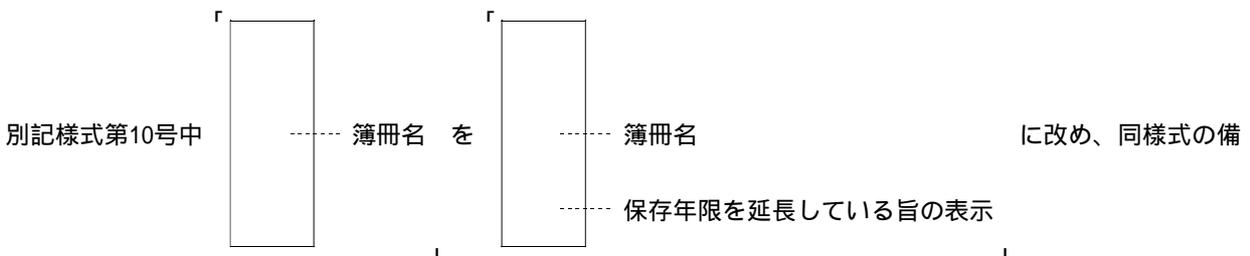
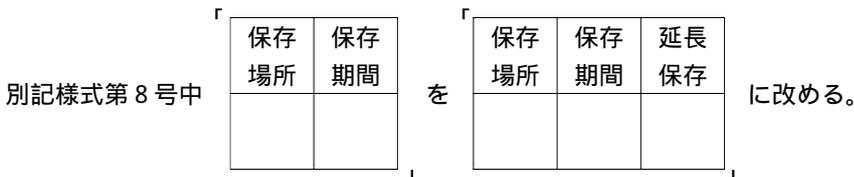
この場合において、個人情報又は印影等他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(起案又は回覧により処理する文書以外の文書の管理)

第26条の2 所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者（当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。）に了承された文書（起案又は回覧により了承されたものを除く。）については、了承された年月日及び了承した専決権者の職名を適宜の方法により記載し、監査第一課長が必要と認める期間適切に整理しておかななければならない。

第28条を削る。



考中「永年」を「30年及び延長保存」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の山形県監査委員事務局文書管理規程の規定により同訓令第24条第1項第1号の永年保存すべき文書として保存をされている文書は、改正後の山形県監査委員事務局文書管理規程の規定によ

り同訓令第24条第1項第1号の30年保存すべき文書として保存をされているものとみなす。

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局発電所管理規程(昭和32年2月県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「常に」を「上司の命を受けて常に」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「当直者」を「給電担当者」に改める。

第5条の見出し中「東北電力(株)」を「東北電力株式会社」に改め、同条中「所長」を「給電担当者」に、「給電上及」を「給電上及び」に、「管轄給電所」を「管轄制御所」に、「給電所」を「制御所」に改める。

第7条中「は握」を「把握」に改める。

第8条第1項中「当直者」を「給電担当者」に改め、同条第2項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「給電所」を「制御所」に改める。

第9条の前の見出し中「処置」を「処置等」に改め、同条第1項中「当直者」を「給電担当者」に、「給電所」を「制御所」に改め、同条第2項中「速やかに」を「軽易なものを除き、速やかに」に改める。

第10条第1号中「当直者」を「給電担当者」に、「給電所」を「制御所」に改め、同条第2号中「その状況を管理者に報告し、軽易なものを除き、その指示を受け」を「、軽易なものを除き、その状況を管理者に報告し」に改める。

第12条中「停電承認申請書(別記様式第1号)を管理者に提出して、その承認を受け給電所」を「その予定を制御所」に改める。

第13条中「発電所点検作業予定表(別記様式第2号)」を「年間作業停止予定表」に改める。

第14条第1項中「軽微な」を「軽易な」に改め、同条第2項中「給電所」を「制御所」に改める。

第15条第1項中「発電所の」を削り、同条第2項中「天災その他の事故に対しては、経験及び研究の結果を基礎として」を「所長は、天災その他の事故に対処できるよう」に、「起り得る」を「起こり得る」に改める。

第16条中「火災予防については」を「所長及び職員は、火災の発生を防止するため」に改め、同条第3号中「置くこと」を「おくこと」に改める。

第17条中「巡視」を「所長及び職員は、巡視」に改める。

第21条中「指定期日までに次に掲げる書類を管理者に提出」を「次に掲げる事項を管理者に報告」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎月の業務の概要に関する事項
- (2) 毎月の発電の状況に関する事項
- (3) 毎月の貯水池の状況に関する事項
- (4) 電力の受給に関する事項

別記様式を削る。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正

する。

附則第2項中「平成14年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の13」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第17条中「前条第5項第4号」を「前条第5項第3号及び第4号」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第19条の2中「前条第6項第4号」を「前条第6項第3号及び第4号」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「次の各号」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「から第3号まで」を「又は第2号に掲げる」に改める。

第46条第2項中「(介護休暇承認申請書を除く。)」を削り、「場合」を「場合(介護休暇を除く。)」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の場合において、」を削り、「初めて介護」を「初めて介護休暇」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 介護休暇の申請があつた場合においては、管理者は速やかに当該申請に係る休暇の承認をするかどうかを決定するものとする。ただし、当該申請に係る期間のうち、当該申請があつた日から起算して1週間を経過する日後の期間については、当該経過する日までに承認をするかどうかを決定することができる。

別表第3その他の項中

|                                                                                                                                                                        |                                                                 |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----|
| (9) 妻の分娩                                                                                                                                                               | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内                      | を  |
| (9) 妻の出産<br><br>(9の2) 妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内<br><br>当該期間内において5日以内 | に、 |
| (12) 配偶者若しくは一親等の親族又は職員と住居を一にする親族の疾病又は負傷について、当該疾病又は負傷が看護を必要とする場合で、職員以外に看護する者がいないと認められるとき。                                                                               | 1暦年5日以内                                                         | を  |

「

|                                                                                                                                       |                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない(小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である)と認められるとき</p> | <p>次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年5日以内<br/> (1) 配偶者及び一親等の親族(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br/> (2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改め、

同項第15号期間の欄中「除いて」を「除いて原則として」に改める。

別記様式第3号の6を次のように改める。

様式第3号の6

年 月 日

山形県企業管理 殿

所属 職 氏 名 印

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

下記のとおり〔 養育 介護 〕のため〔 深夜勤務 時間外勤務 〕の制限を請求します。

記

|                                       |              |                                                                                                                                                                       |                       |
|---------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 請求に係る子<br>又は要介護者                    | 氏 名          | (要介護者の続柄： )                                                                                                                                                           |                       |
|                                       | 子の生年月日       | 年 月 日                                                                                                                                                                 | 生( 出産予定日)             |
|                                       | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日                                                                                                                                                                 |                       |
| 2 職員の配偶者<br>で当該子の親<br>である者の有<br>無及び状況 | 有            | 深夜において就業している。<br>(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)<br>就業している。<br>(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)<br>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。<br>産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)又は産後8週間以内である。 |                       |
|                                       | 無            |                                                                                                                                                                       |                       |
| 3 要介護者の状<br>態及び具体的<br>な介護の内容          |              |                                                                                                                                                                       |                       |
| 4 請求に係る<br>期 間                        | 深夜勤務の制限      | 年 月 日から<br>年 月 日まで                                                                                                                                                    | 毎日<br>毎週 曜日<br>その他( ) |
|                                       | 時間外勤務の制限     | 年 月 日から<br>1年 月 (12月に満たないものに限る。)                                                                                                                                      |                       |

- (注) 1 「1」欄について  
 「子の生年月日」の欄及び「養子縁組の効力が生じた日」の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」の欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。
- 2 「2」欄について  
 (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。  
 (2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 3 「3」欄について  
 この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入すること。
- 4 「4」欄について  
 子を養育するため深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。
- 5 該当する にはレ印を記入すること。

別記様式第3号の7中

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。（消滅の事由： ）を同居しなくなった。」

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。（消滅の事由： ）」に改める。

別記様式第13号の注書第3項に後段として次のように加える。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子を看護するため休暇を申請する場合にあつては、当該子の生年月日も併せて記入すること。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前において、改正前の山形県企業局就業規程別表第3その他の項第12号に定める休暇を与えられたものについては、改正後の山形県企業局就業規程別表第3その他の項第12号期間の欄に掲げる区分に応じて、当該各区分の休暇を与えられたものとみなす。

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、病院の病棟」を「、病院」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は鶴岡病院の病棟に勤務する看護助手」を削る。

附則第7項中「平成15年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の13」に改め、附則に次の1項を加える。

（宿日直手当の特例）

- 8 鶴岡病院に勤務する職員の宿日直手当については、当分の間、第22条第1号括弧書の規定は、適用しない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要           |     |
|--------------|----------------|------|-----------------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|-----|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |              |     |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町3-18-51  | 3K   | 44.4                  | 1    | 一般用               | 12,200          | 14,900                     | 17,600                     | 19,800                     | 19,800                     | 19,800                     | 3月分の家賃に相当する額 | 单身可 |
| 同 五十鈴アパート3号  | 同 大野目2-2-46    | 同    | 51.2                  | 1    | 同                 | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 26,900                     | 26,900                     |              |     |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町4-12-16    | 3DK  | 58.4                  | 1    | 同                 | 18,900          | 22,900                     | 27,100                     | 31,300                     | 36,100                     | 41,500                     |              |     |
| 同 深町アパート2号   | 同 深町1-7-37     | 同    | 62.6                  | 1    | 同                 | 22,100          | 26,800                     | 31,700                     | 36,600                     | 42,200                     | 45,300                     |              |     |
| 同 きたまちアパート3号 | 同 桜町3-2-9      | 同    | 66.5                  | 1    | 同                 | 25,600          | 31,000                     | 36,700                     | 42,300                     | 48,900                     | 56,100                     |              |     |
| 同 土屋倉アパート2号  | 上山市美咲町2-3-2    | 同    | 51.8                  | 1    | 同                 | 12,800          | 15,600                     | 18,400                     | 21,300                     | 24,600                     | 28,200                     |              |     |
| 同 長清水アパート9号  | 同 長清水1-10-19   | 同    | 70.1                  | 2    | 同                 | 22,800          | 27,700                     | 32,700                     | 37,800                     | 43,700                     | 50,100                     |              |     |
| 同 天童駅西アパート3号 | 天童市駅西2-2-31    | 同    | 61.0                  | 1    | 同                 | 18,800          | 22,800                     | 26,900                     | 31,100                     | 35,900                     | 41,200                     |              |     |
| 同 天童南部3号アパート | 同 南町3-18-3     | 3LDK | 79.9                  | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 29,200          | 35,400                     | 41,900                     | 48,300                     | 55,800                     | 64,100                     |              |     |
| 同 天童南部4号アパート | 同 3-18-4       | 2LDK | 70.1                  | 1    | 同                 | 25,900          | 31,400                     | 37,200                     | 42,900                     | 49,600                     | 56,900                     |              |     |
| 同 近江アパート1号   | 東村山郡山辺町近江1-1   | 3DK  | 62.6                  | 1    | 一般用               | 17,900          | 21,800                     | 25,700                     | 29,700                     | 34,300                     | 39,400                     |              |     |
| 同 中原アパート1号   | 同 中山町大字長崎881-2 | 同    | 69.4                  | 1    | 同                 | 22,600          | 27,400                     | 32,400                     | 37,400                     | 43,200                     | 49,600                     |              |     |
| 同 中原アパート2号   | 同              | 2DK  | 53.4                  | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 17,600          | 21,400                     | 25,200                     | 29,100                     | 33,700                     | 38,700                     |              | 单身可 |
| 同            | 同              | 3DK  | 69.4                  | 2    | 一般用               | 22,900          | 27,800                     | 32,800                     | 37,900                     | 43,800                     | 50,300                     |              |     |

|                  |                              |   |      |   |     |        |        |        |        |        |        |  |
|------------------|------------------------------|---|------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5     | 同 | 64.2 | 1 | 一般用 | 17,900 | 21,800 | 25,700 | 29,700 | 34,300 | 39,400 |  |
| 同 塩水アパー<br>ト3号   | 同 字塩水46-1                    | 同 | 70.7 | 1 | 同   | 23,900 | 29,000 | 34,300 | 39,600 | 45,700 | 52,500 |  |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3 | 同 | 59.3 | 1 | 同   | 13,300 | 16,200 | 19,100 | 22,100 | 25,500 | 29,300 |  |
| 同 東根中央ア<br>パート   | 東根市中央四丁<br>目3-2              | 同 | 62.6 | 1 | 同   | 19,000 | 23,100 | 27,300 | 31,600 | 36,400 | 41,800 |  |
| 同 大石田アパ<br>ート    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田<br>623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同   | 14,400 | 17,500 | 20,700 | 23,900 | 27,600 | 31,700 |  |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年4月5日(火)～4月12日(火)まで 4月11日(月)は休館日となります。  
(受付時間 AM10:00～PM4:30)  
(ただし、郵送の場合は、平成17年4月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 〒990-8580  
山形市城西町一丁目16番1号(霞城セントラル22F)  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成17年6月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成17年7月29日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ三川  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号ロイメント上野  
代表取締役 榎本 昌譽
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
代表取締役 矢野 博丈  
株式会社カウボーイ 北海道札幌市白石区米里一条三丁目5番10号  
代表取締役 中野 晃  
株式会社東北ケースデンキ 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
代表取締役 加藤 修一  
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号  
代表取締役 宮前 省三  
株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号  
代表取締役 舟橋 政男  
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1  
代表取締役 大村 禎史  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹  
株式会社ザ・フォウルビ 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号  
代表取締役 田中 操  
株式会社ライトオン 茨城県つくば市東新井37番地1  
代表取締役 藤原 政博  
株式会社ニューライフ・サンワ 山形市鉄砲町二丁目21番44号  
代表取締役 早坂 昭一  
株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号  
代表取締役 田中 由子  
株式会社パスポート 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
代表取締役 水野 純  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号ロイメント上野  
代表取締役 榎本 昌譽  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年11月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
13,577平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 1,078台  
(2) 駐輪場の収容台数 360台  
(3) 荷さばき施設の面積 1,298平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 259.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- イ 株式会社大創産業 午前10時から午後8時まで
- ロ 株式会社カウボーイ 午前9時30分から午後9時まで
- ハ 株式会社東北ケースデンキ 午前9時から午後10時まで
- ニ 青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで
- ホ 株式会社チヨダ 午前9時から午後9時まで
- ヘ 株式会社西松屋チェーン 午前10時から午後8時まで
- ト 株式会社ツルハ 午前9時から午後10時まで
- チ 株式会社ザ・フォウルビ 午前10時から午後8時まで
- リ 株式会社ライトオン 午前10時から午後9時まで
- ヌ 株式会社ニューライフ・サンワ 午前10時から午後8時まで
- ル 株式会社メガネスーパー 午前10時から午後7時30分まで
- ヲ 株式会社パスポート 午前10時から午後8時まで
- ワ 大和情報サービス株式会社 午前8時から午後10時まで
- カ その他の小売業者 午前8時から午後10時まで

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成17年3月16日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成17年7月29日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号  
代表取締役 似鳥 昭雄  
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 小島 章利  
株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34  
代表取締役 青柳 富士男  
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号  
代表取締役 金子 正幸

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号  
代表取締役 似鳥 昭雄

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 小島 章利

株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34

代表取締役 青柳 富士男

ヴィクトリィ・オート株式会社 鶴岡市大字大宝寺字日本国52番地3

代表取締役 斎藤 祥雄

その他は未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,737平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 1,114台

(2) 駐輪場の収容台数 94台

(3) 荷さばき施設の面積 378.15平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 285.66立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社ニトリ 午前10時から午後8時まで

ロ 株式会社コジマ 午前10時から午後10時まで

ハ 株式会社ベストウイング 午前10時から午後8時まで

ニ ヴィクトリィ・オート株式会社 午前8時から午後8時まで

ホ その他の小売業者 午前10時から午後8時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 18か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで

8 届出年月日

平成17年3月17日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成17年7月29日まで縦覧に供する。

平成17年3月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第2ブロック）

東田川郡三川町大字猪子字大堰端291番4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小鳥町421番地

代表取締役 古川 泰明

株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号

代表取締役 金子 正幸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小鳥町421番地

代表取締役 古川 泰明

その他は未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,922平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 241台

(2) 駐輪場の収容台数 80台

(3) 荷さばき施設の面積 53.54平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 65.07立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社高崎戸田書店 午前10時から午後10時まで

ロ その他の小売業者 午前9時30分から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後6時まで

8 届出年月日

平成17年3月17日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見